

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第5部門第3区分  
 【発行日】平成24年8月9日(2012.8.9)

【公開番号】特開2011-247445(P2011-247445A)  
 【公開日】平成23年12月8日(2011.12.8)  
 【年通号数】公開・登録公報2011-049  
 【出願番号】特願2010-118104(P2010-118104)  
 【国際特許分類】

F 2 5 D 25/02 (2006.01)

F 2 5 D 27/00 (2006.01)

【F I】

F 2 5 D 25/02 G

F 2 5 D 25/02 L

F 2 5 D 27/00

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月26日(2012.6.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

左右内側に側壁を有する貯蔵室を備えるとともに、  
前記貯蔵室の前記側壁に設置される一対のレールと、  
前記一対のレールに、前後方向に摺動自在に設けられ、略中央に軸支持穴が形成された  
支持棚と、  
前記支持棚の上に回転自在に設けられ、略中央に、前記支持棚の前記軸支持穴に挿入さ  
れる回転トレイ軸が形成された回転トレイと、  
前記回転トレイの前記回転トレイ軸に固定されるとともに、前記支持棚の前記軸支持穴  
に摺動自在に嵌合する固定リングと  
を有する回転棚装置を備えることを特徴とする冷蔵庫。

【請求項2】

前記回転棚装置は、前記回転トレイの回転角度が所定の回転角度の状態  
で前記回転トレイの前記回転トレイ軸を前記支持棚の前記軸支持穴に挿入でき、前記回転トレイの回転角  
度が前記所定の回転角度以外の状態では前記回転トレイの前記回転トレイ軸を前記支持棚  
の前記軸支持穴に挿入できない構造を有することを特徴とする請求項1記載の冷蔵庫。

【請求項3】

前記回転トレイの前記回転トレイ軸は、下端部付近の外周に、周方向に所定の幅を有し  
径方向に所定の長さ外側に突出する嵌合爪を備え、  
前記支持棚の前記軸支持穴は、前記回転トレイの回転角度が前記所定の回転角度の状態  
で前記嵌合爪を挿入可能な切欠き部を備えることを特徴とする請求項2記載の冷蔵庫。

【請求項4】

前記嵌合爪及び前記切欠き部は、周方向に180°間隔でそれぞれ一対形成されている  
ことを特徴とする請求項3記載の冷蔵庫。

【請求項5】

前記固定リングは、樹脂製であり、樹脂の弾性力により前記回転トレイの前記回転トレ  
イ軸に嵌合して固定されることを特徴とする請求項1乃至4のいずれかに記載の冷蔵庫。

## 【請求項 6】

前記回転トレイは、平面視で略長方形の四隅が切り欠かれた形状を有し、当該切り欠かれた部分の形状は、前記回転トレイの回転支点を中心とした円弧の形状であることを特徴とする請求項 1 乃至 5 のいずれかに記載の冷蔵庫。

## 【請求項 7】

前記貯蔵室は、天井面を有し、

前記冷蔵庫は、さらに、前記貯蔵室の前記天井面に前記貯蔵室の左右方向に所定の間隔で設けられ、LED（発光ダイオード）が実装された複数のLED実装基板を備えることを特徴とする請求項 1 乃至 6 のいずれかに記載の冷蔵庫。

## 【請求項 8】

前記複数のLED実装基板は、前記貯蔵室の前記天井面の略中央に対して左右対称に前記固定リングの外径の3倍以上の間隔で配置されることを特徴とする請求項 7 記載の冷蔵庫。

## 【請求項 9】

前記固定リングの外径は、70 mm ~ 100 mm であることを特徴とする請求項 1 乃至 8 のいずれかに記載の冷蔵庫。

## 【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

この発明に係る冷蔵庫は、

左右内側に側壁を有する貯蔵室を備えるとともに、

前記貯蔵室の前記側壁に設置される一対のレールと、

前記一対のレールに、前後方向に摺動自在に設けられ、略中央に軸支持穴が形成された支持棚と、

前記支持棚の上に回転自在に設けられ、略中央に、前記支持棚の前記軸支持穴に挿入される回転トレイ軸が形成された回転トレイと、

前記回転トレイの前記回転トレイ軸に固定されるとともに、前記支持棚の前記軸支持穴に摺動自在に嵌合する固定リングと  
を有する回転棚装置を備えるものである。